

流山市教育委員会 様

令和 7 年 1 月 2 4 日

一 部 本 宮 員 委

章 燈 川 節

流山市生涯学習審議会

会長 土屋 山 薫



流山スポーツフィールド A 面の利用料金の設定について 員 委

(答申)

ま ぶ さ 山 灯

員 委

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 付 け 流 教 ス 第 5 8 号 で 諮 問 の あ っ た 流 山 ス ポー
ツ フィールド A 面 の 利 用 料 金 の 設 定 に つ い て 、 流 山 市 生 涯 学 習 審 議 会 条
例 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 附 帯 意 見 等 を 付 し て 答 申 し ま す 。

記

利用料金の設定については、妥当と判断します。

市民の利用に供している公共施設は、維持管理のための経費を市民の
納税を原資とする公費と施設利用者から徴する利用料金によって賄われ
ています。施設を利用しない市民にも理解が得られるよう、施設利用者
に対し受益者負担を求める一方で、スポーツを振興し、施設の利用を促
進していくという視点を踏まえ、より現実的な利用料金設定とする必要
があると考えます。

また、今回の利用料金（案）については、市内外の公営スポーツ施設
等と比べると割高であるように思われますが、高水準の人工芝を採用し
た環境を考慮しますと、概ね適切であると考えます。

ただし、新規に設定する料金であることから、今後の利用状況等を注
視し、適正な料金であるか検証していくことも重要であると考えます。

なお、今後の運用については、流山スポーツフィールドへの指定管理
者制度の導入に伴い、サービスや利便性の向上を図るよう要望します。

令和 6 年度生涯学習審議会委員

会長 土屋 薫

副会長 若松 文

